

わが国塩業労働における封建性と近代性との交錯（下）

——特に、塩業における親方制度の推移に関連しての一試論——

大山 敷 太郎

一 はしがき

二 塩業労働における封建性の緣由

一 塩業における地主と小作人との關係

二 塩業経営者（小作人）と労働者との關係

三 塩業労働における封建性の顯現

一 塩田小作關係における封建性の顯現

(一) 塩業において小作形態が支配的な理由

(二) 塩田小作關係における封建性の実態

二 塩業労働組織における封建性の顯現

(一) 塩業労働における二部門

(二) 塩田の構造およびその作業内容

(三) 塩業労働組織における封建性

〔以上、「法と経済」第一一七・一一八号所載〕

三 賃銀形態における封建性の顯現

(一) 雇傭方法における封建性

(二) 現物給与制における封建性

(三) 前貸制における封建性

(四) 歩合制（類似）における封建性

〔以上、「立命館経済学」第一号〕

四 塩業労働における近代性の顯現

一 塩田小作關係における近代性の顯現

(一) 地主本位より小作人本位へ

(二) 塩田作業請負制度の發生と地主勢力の消長

二 塩業労働組織における近代性の顯現

(一) 煎熬部門の機械化と労働組織の再編成

(二) 労働組織における近代性顯現の限界

三 賃銀形態における近代性の顯現

(一) 雇傭方法における近代性

(二) 採鹹作業請負制度の發生と新雇傭關係

(三) 賃銀形態における近代性

五 塩業労働における封建性と近代性との交錯

六 むすび

〔以上、本号〕

四 塩業労働における近代性の顕現

以上のべて来たところによつて、塩業労働にあつても亦、封建性が極めて濃厚であつたことが、ほぼ明らかとなつたことと思う。ところで、この分野にあつても、次第に近代性の芽生えがみられて来たもので、殊に、最近に至つて、いわゆる民主化の趨勢のうちに、それが、かなり徹底化しつつあることは、ほとんど疑をいれないところである。以下において、その顕現の態様如何を問題としてゆこう。

さきに、わたくしは、漁業労働における近代性の顕現を問題とするに當つて、大別して、それが、共同経営化した面と、資本主義的経営化した面との、二つの方向をとつたものとして考察しておいた。⁶¹⁾ 塩業労働のこれにあつても、同様の考察方法が、全くなされ得ないというわけでもないが、ここにあつては、今日のところ、未だ、わたくしのいわゆる真の意味での共同経営、すなわち、平等出資・平等分配によるそれが、寡聞ながら、ほとんど全く現われて来ておらず、しかも、すくなくとも、わたくしの当面の問題たる労働関係に即してこれをみる限り、両者の間には、ほとんど區別すべき何ものも存しないというのが、実情であつた。従つて、このようにして考察することが、かならずしも、意義あるものと考え難い。よつて、ここでは、先例に慣わず、しばらく、別の観点から考察を進めることとしたい。

〔註〕ただ、このようにいうのは、そこに、全くその萌芽がみられなかつたというわけではない。例えば、岡山県鹿野村沖浜の一部塩田にあつて、地主との小作契約に依り、小作人たる製塩業者二人が、申合せにより共同経営組織を以て事業を遂行した事例がある。⁶⁵⁾ それは、明治二十一年以来のことであつて、その資本額は、明治末期に、三千五百円であつて、『組合員わが国塩業労働における封建性と近代性との交錯(下)』(大山)

長尾太津次、青井仁の兩人より、各折半額を出金し、当作加地子(註、小作料)担保として、小作契約期間中、無利息を以て地主へ預入せるものにして、運転資本は、主として賠償金を以て之に充て、其の額一定せず、不足額は随時長尾太津次に於て支弁し、更に、その決算益金処分の方法としては、『益金中五分は、労働者に供し、八厘五毛は事務担当者の報酬とし、六厘五毛は運転資本の出資者の所得とし、三分五厘を製塩業者二人にて、拆半取得』する仕組みであつたという。右において、年末の決算利益の分配法として、日常費銀の外に、一定の歩合を以て、労働者に分配する制度がみられたことも、注目し値するが、これに關しては、すでに、さきにこれを指摘した通りである(拙稿「わが国塩業労働における封建性と近代性との交錯(中)、本誌、第一号、一二三頁。ただ、そこで、これを岡山県新浜地方での事例としたのは、誤りであつたことをおこわりする。)

又、燃料石炭・包装用品等が、かつて、地主の特権として、これにより、一定の手数料(口錢)をとり、個々の製塩業者に独占的に供給せられ、若くは、商人たる仲買人によつて売込まれたのを不利とし、主として、それらの共同購入を目的とし、更には、よりひろく、要するに『塩業経営に關する一切の作業を各自随意に行うよりは、歩調を一にする方利益する処多大』なりとして、各種の組合組織が「その名称は、各異つた歴史的・社会的事情の下に、多くは、旧來の組織を因襲して、『会所』・『問屋』・『事務所』等々区々に互つていたが」、主として明治の中頃以來次第に結成されて來たのは、事實であり、それらが、それぞれある程度その目的を達し得ていたことは、否定出来ないが、それらは、決して、文字通りの共同経営としてのそれではなかつた。しかもなお、これら組合のうちにあつて、もつぱら、地主の利益のために役立せられたものが、嘗つては、相当多数であつて、そこにあつては、製塩業者の利益は、或は無視せられ、又は輕視せられた。「塩業組織調査書」(大正二年発行)には、この間の事情を指摘して次の如くいふ。曰く、

『近來、漸次組合組織の成立を見、製塩業者に於て、共同的經營の必要なることを自覺せるものの如く、組織改善の機運は、漸く至らむとするも、地主側に在りては、事業そのものを、地主本位より脱して、塩業本位と爲すを好まざると、製塩業者側に在りては、資力乏しく、是を遂行すべき技術あり、徳望ありて、克く其の資力に堪ふべき人材の輩出を見るに至らざるとは、一般に之が成立を見難はざる所因なるが如し。……従來成立せる組合に付其の組織を尋ねるに、其の標榜する所は、弊害を矯正して製塩の改善を図り、斯業の福利を増進するに在りと稱し、其の名は頗る美なるも、事績としては見る

べきもの稀なり』云々と。

かくて、同書は、塩業發展策として、『地主本位より塩業者本位に革め、其の經營をして企業的ならしめ、同業協力して、相互利益の増進を図らしむるに在り』と説き、このため『彼の間中に介在して利益を占めたりし問屋業者の如き、又問屋の名を以て、地代以外に利を図りし地主の如き、自然其の利を喪ふこととなり、之に反抗すること、或は免れざるべきも、世運の關連に伴ひ、已むを得ざる結果』なりと断じている。その後における事情の推移は、徐々にはあるが、この方向に進んだものである。それを各方面から塩業労働における近代性の顯現として、説明しようとするのが、わたくしのここでの当面の課題である。

一 塩田小作関係における近代性の顯現

(一) 地主本位より小作人本位へ さきに、一二の小作契約証書を例示して説明した通り、塩田小作関係における封建性は、極めて濃厚なものがあつて、地主に対して小作人たる塩業経営者は、全く隷屬的地位にあり、しかも、この關係は相当永く持続せられたものであつた。今、重ねて、重要な点として、若干を補足するに、かの塩田地主の特権としてまとめられていた問屋株に関して、永く、

『往年塩田所有権の外に、其の塩田に使用する石炭及び産塩売買の特権を有せる問屋株を認められ、塩田の売買には、其の株も自ら伴ひを常態とし、売買契約書に、問屋株の價格を明示するの慣習ありたり。従つて、塩田所有権のみを有するに止まるものは、他人に利益を吸収するの不利あるを以て、問屋株をも併せ有することに努め小作に充てたる場合には、問屋株の所有者は、特権として問屋口錢を小作者より徴したるものなり。即ち問屋營業と云ひ、問屋株と云ひ、何れも石炭及び産塩の売買に関する特権機關たりしものに外ならず。爾來幾星霜を経て、塩専売法実施と共に、事業上の変化を見るに至りたるも、問屋株の特権として、今尙

其余習を有し、手数料の名の下に石炭の仕切価格の百分の五、産塩は其の賠償価格の百分の二を徴せり⁽⁶⁷⁾』云々といひ、更には、進んで

『製塩上必要品は勿論、労働者の日用品たる米・味噌・醤油・漬物等、……一時に多数を仕入れ置き、一割以内の口銭を附して売渡せり。就中米は、……所有田地より収得せる小作米を、同家にて精白せるものを、相当時価にて買入れ、味噌は同じく同家にて製造せるものを購入するものとす。……其の他の物品は随時○○○より支給す』⁽⁶⁸⁾

云々とさえいつた巧妙なる搾取的独占権を確保していたものであつたが、その後における時代の趨勢は、漸くにして、小作人等の自覚を促し、塩業組織そのものも、徐々ながら、これまでの地主を主体とするものから、彼等小作人すなわち塩業経営者を主体とするものに改変せられていつた。今「塩業組織調査書」⁽⁶⁹⁾によるに、若干不可解な点があり、且つ、会社組織のものをも双方に含んではいるが、明治末年の兩者の数を比較すれば、次のようなものとなる。

一、神戸専売支局管内において、

製塩業者（地主の自作者を含む）の組織せるもの

地主（自作せざる）の組織せるもの

地主（自作せざる）及び製塩業者の組織せるもの

組成者が地主又は製塩業者に限らざるもの

二、岡山専売支局管内において、

製塩業者（地主の自作者を含む）の組織せるもの

地主（自作せざる）の組織せるもの

地主（自作せざる）及び製塩業者の組織せるもの

組成者が地主又は製塩業者に限らざるもの

三、広島専売支局管内において、

製塩業者（地主の自作者を含む）の組織せるもの

地主（自作せざる）の組織せるもの

地主（自作せざる）及び製塩業者の組織せるもの

組成者が地主又は製塩業者に限らざるもの

四、三田尻専売支局管内において、

製塩業者（地主の自作者を含む）の組織せるもの

地主（自作せざる）の組織せるもの

地主（自作せざる）及び製塩業者の組織せるもの

組成者が地主又は製塩業者に限らざるもの

五、徳島専売支局管内において、

製塩業者（地主の自作者を含む）の組織せるもの

地主（自作せざる）の組織せるもの

地主（自作せざる）及び製塩業者の組織せるもの

組成者が地主又は製塩業者に限らざるもの

六、坂出専売支局管内において、

製塩業者（地主の自作者を含む）の組織せるもの

わが国塩業労働における封建性と近代性との交錯（下）（大山）

〇

二

〇

一一

一

三

〇

八

六

五

一

五

一

五

〇

〇

一

一

〇

一〇

地主（自作せざる）のみ組織せるもの

二九

地主（自作せざる）及び製塩業者の組織せるもの

六

組成員が地主又は製塩業者に限りざるもの

六

以上によつて知られる通り、地方々によつて、事情は、かならずしも一様ではないが、大体において、地主（自作せざる）のみの組織せるものは、当時すでに、相当後退を示して来ていた。尤も、製塩業者の組織せるものうち、自作地主がある程度加つているのであるが、その実数は、概して、塩業経営者（小作人）より少ないのが実情であつた。ただ、だからといつて、地主の発言の微弱化を、かならずしも、速断出来ないのであるが、大体の情勢としては、そのようにみて差支えないものと思う。このような勢力関係の推移を示すものとして、例えば、山口県下松町の「西浜塩田会所」に関する「塩業組織調査書」の記載が挙げられる。それによれば、この会所は、同地の地主及び製塩業者間の協約により成立した組合であるが、

『本会所に於ける地主は、實際上名義に止まり、其の選出に係る頭取・評議委員・書記等は殆んど空位に過ぎず、⁷⁰⁾ といひ、又、

『現時は製塩業者のみの団体⁷¹⁾の如く変休し』

たという。そして、更に又、

『地主の勢力漸く衰へ、製塩業者専ら其の勢力を振ひつ、あるを以て、主として製塩業者の利益を目的とした組織となつたともいう。このような趨勢は、特に、産業組合法による組合組織がある程度普及したことによつて、比較的資力に乏しい各個の製塩業者が、その経営上最も悩みとし、あたかも、そのゆえに、地主勢力に

拘制せられるのを余儀なくされた「甚だしきは、地主が小作契約を以て、塩業経営者中の資力あるものにさえ、この拘制を及ぼして来た」、必要とする資金の融通、物資の購入・設備の利用等々に関して、組合として、もっぱら組合員の利益のために、これらの業務を営むことが徹底化し、一層促進せられたとみられる。

だが、然し、このような事情を、余りに過大視することは、もとより謬りである。いうまでもなく、それは、旧勢力たる地主側としては、当然にこのような趨勢に対して反動的であつたからで、組合組織そのものとして、よしんば、経営者を主体とするものに移行した後であつても、彼等は、自作経営者としてこれに参加し、旧勢力の保持に努め、依然として、ある程度の支配力を掌握しつづけるものが、かならずしもすくなくなかつたのである。このことを端的に示すものは、

『塩業経営に関する一切の作業を各自随意に行うよりは、歩調を一にする方裨益する処多大なり』

とし、燃料石炭及び包装材料等を組合の手により購入、関係各製塩業者に供給し、製塩の納付についても同様に組合より直接納付する等、諸般の事業につき地主の独占的権能を排除した後にあつても、多くは、小作契約そのもの及び小作料の徴収に関しては、全く地主と小作人（塩業経営者）との直接関係として、組合そのものとしては、何等地主と関係がないのが普通とせられた点に着眼することができよう。いうまでもなく、それは、他の多くの点において、その特権の譲歩を認めた地主勢力として、この一点だけは、最後まで堅く守つて放さなかつたのによるものであり、しかも、ここで肝心な点として留意すべきことは、かかる小作契約の内容が、この点に限る限り、ほとんど旧態依然として、比較的近時に至るまで、地主本位のものが持続せられてきた点である。参考のために、昭和初年におけるその一例を次に示す。

『小作証書』

大島郡小松志佐村大字小松開作字、浜

一、、浜

附属建物及諸物品目録之通り〔目録省略〕

第一条 （小作料） 加調金一ケ年金 円と規定し、御地主の仰せに随ひ、少しも異議申さず、相納め申す可候

第二条 前加調金左の通り遅滞なく納むべく候

第一期 金 円 五月納め

第二期 金 円 七月納め

第三期 金 円 九月納め

第四期 金 円 十一月末日納め

第三条 預り営業期間は 年より 年十一月迄三ケ年とす

第四条 定納め保証金として、金 円也無利益にて預け置き、塩田引渡し済の上受戻し申すべき事

第五条 当浜に係る租税上納並に塩田会所地主負担金其他塩田に係る負担金は加調金に關せず、私より

弁済可仕候

第六条 釜屋葺替私より調製し、其の他の建物、地場・道橋・堤防・樋類等に注意を加へ、修繕を為し、

大破に至らざる様可致候

第七条 毎年、前川堀浚を為し、大樋口堀浚費私費負担勿論之事

第八条 地主に關する事件は、至意に申出て、假令小作人の分の申合せたりとも、塩田の不利益を生じ、又地主へ厄介を及ぼす行は決して不仕候

第九条 塩務所は勿論、問屋其の外に於て、塩田掛り合の差し纏れ事は決して起す間敷候

第十条 入替土は毎年十六荷とし、地主より入荷、小作人より入荷代を支払、買入方は地主に於て御心配相成事

第十一条 小松塩田規則其の他の諸規則申合せ命令等は堅く遵守可仕候

第十二条 私勝手、普請にても、地主の承認を受けざれば、着手致さず、塩田返上の時に於ては、代金請求、物品取去り等中間敷候

第十三条 毎年寒中に於て、本坪助坪掃除を為し、坪打ち固め、肩庭を仕替へ、検査を受け、若し貴意に叶はざれば、貴殿に於て御手入相成、其の費用は拙者負担仕、可申候

第十四条 前各条中、聊かにも違約の節は、保証金没収は勿論、現在品御勝手に御処分相成、尙損害に相成る時は、連帯保証人より弁償仕るべく候

第十五条 前条の場合に於ては、期間に關せず、塩田御引取御勝手にして、拙者は勿論、他より異議無之候
右塩田小作上条約候処、相違無之、為後日連帯保証人連署して一札差出申事如件

年 月 日

預り主 、 、 、 ㊟

保証人 ○ ○ ○ ○ ㊟

地主 △ △ △ 殿

ところが、このような地主本位の小作契約は、次第に成長してきた小作人の意識によつて、ますます不当視せられ、遂に、昭和十年前後に至つて、小作争議の頻発を誘起し、その結果として、相前後して、そのほとんどが徹廢を余儀なくせられ、地主としては、進んで塩田の所有權そのものを小作人側に解放するものさえも出てきた。

（四）塩田作業請負制度の發生と地主勢力の消長 このようにして、ここで問題とする塩田小作關係における近代性

が、地主勢力の排除という形のうちに、一応、顕現しかけてきたということが出来よう。ところが、右は、純然たる小作制度の下におけるそれであるが、ここに、これよりさき、早く大正年間において、一部の有力地主及びこれのみを以て組織した組合が、逆に、群小經營者（小作人）を、名儀上、塩田作業請負人といつた従屬的地位におとしめられ、しかも、實質上は、依然として小作人とほとんど変らぬ關係に置き、彼等の地位を確保、更に一層の勢力を拡大せんとするものが統出した事實を指摘しなくてはならない。

これは、さきに一言した通り、大正九年に至つて、政府当局が、当時、優越した條件を以て進出して来た外塩に、内地塩を對抗せんがためにとつた政策に、彼等が巧みに乗じたものであつた。すなわち、政府としては、その際、右の目的を達成するためには、經營規模を拡大し、製塩設備を改善する以外に方途なしとして、このため弱少の經營者（主として小作人）を淘汰し、それまで、自作・小作を問わず、現に塩を製造するものに附与してきた製塩權を、組合（会社）乃至地主に譲渡統合させる方針を採つた。これに乗じて、地主及びこれのみを以て組織する組合（会社）が、製塩權を喪失し、法規上、塩業經營を行うことができなくなつた群小の經營者（小作人）を、名儀上、塩田作業請負人とし、かくて、經營規模の大きな少数者だけが製塩權を確保することとなつたので

ある。参考のため、このような塩田作業請負契約書を次に例示する。⁷³⁾

第一例

『 塩田作業請負契約証』

香川県、郡、村大字、字、

第 番竈家ノ内

一、塩田 通

〔内訳省略〕

右塩田に於ける製塩作業拙者に於て請負候に付、左の通り契約致候

一、政府より取得する賠償金額の 割 分 厘を貴殿の純取得と定め、其の残余中より、生産費を差引きたるものを拙者の請負報酬として申受くること

二、受負期間は、昭和 年 月 日より同年 月 日迄と相定め申候

但、期間中と雖も、貴殿の都合に依り、三十日以前に解約の申込あるときは、異議なく之に應ずること

三、請負中、左の事項は一切致さざること

(一) 他人へ譲渡又は下請せしむること

(二) 拙者より中途解約の申出

(三) 土地・建物及設備器具器械の現状又は使用方法の変更

(四) 作業の懈怠其の他不誠実不信用の行為

わが国塩業労働による封建性と近代性との交錯(下) (大山)

四、製塩請負上に関し、別段締結する約定は、本契約同様堅く相守り可申こと

五、拙者に於て本契約及び製塩請負上に関する別途契約、又は法令の規定に違反し、其他不都合の行為ある

ときは、期間中何時御解約相成るも、異議無之、尙損害あるときは弁償可致こと

六、満期又は解約の際は、速に土地・建物及設備器具器械を原状に回復して御引渡し可申、遅滞のときは自

由に御処分あるも、異議無之こと

七、保証人は、本人と連帯して義務履行可致こと

八、昭和十三年三月二十七日付〇〇署の協定書は、拙者に於て異議無く之か履行をなすこと

九、本契約に關する訴訟の管轄は〇〇地方裁判所と合意す

右契約を証する為め、保証人連署の上、本証書差入候也

昭和 年 月 日

香川県 郡 大字

製塩作業請負人 、 、 、 、 、
Ⓜ

保証人 ○ ○ ○ ○ ○
Ⓜ

塩製造人 △ △ △ 殿

』

右は個人地主たる塩製造人に対するものであつて、比較的簡單であるが、会社組織のものとの間のこれには、
なお、やや詳細なものがある。すなわち、左の通りである。⁷⁴⁾

『 塩田作業請負契約証書

郡 村 大字 字 番地ノ内

一、 浜 第 番 浜 軒前

但、製塩場並に附属建物器具共別紙明細書の通り

〔別紙省略〕

右塩田に於て、貴会社塩製造許可御受け相成り候処、今般拙者其製造方御請負致し候に付、左の通り契約仕候但、請負者は本契約上の権利を他人に譲渡若くは本契約の労務を更に第三者に請負はしむる事無し

第一条 一、請負の範囲は、採鹹並に塩を製造し、政府へ納付を為すものとす

該業に要する石炭・包装・運搬人夫・材料其他一切の費用は拙者に於て負担し、貴会社の規定に従ひ、製塩に従事するものとす

二、前項に依り、浜人夫・釜焚人夫其他の他労務に服する一切の経費は、拙者の負担に属するを以て、拙者に於て責任を以て雇入ると雖も、貴会社に於て異議あるものは使用せざる事

三、請負業務責任は、塩を専売局へ納付終了迄にして、此間に於て、天災或は舩船・仲仕等の過失怠慢に依り、如何なる損害を來すも、拙者に於て負担し、貴会社へ損失を掛けざる事

第二条 請負存続期間は、昭和 年十二月二十六日に始まり、昭和 年十二月二十六日に終る

第三条 第一条の石炭・包装（収・纏）・製塩上必要ある材料は、貴会社より供給を受くること

第四条 請負の報酬は、納付したる製塩に対して下附さるる賠償金中より、左の金員を控除したる残額とす

(一) 会社収得金として、五等五十斤入包装塩斤数 斤

わが国塩業労働における封建性と近代性との交錯（下）（大山）

(二) 石炭代金及び其の掛り費

(三) 五口費

(四) 業務監督費

(五) 吠繩代金及び其諸掛費

(六) セメント沼井使用料

(七) 鹹水濃縮場使用料

(八) 会社諸操替に係る元金及び利子、但、利率は貴会社の任意たる事

第五条 前条控除金額の算法は、左の規定に従うものとす

第四条ノ第一、会社の収得金は、政府へ塩納付の都度、其の賠償金の率を以て、幾分宛貴会社の任意に取立て、来る本年十月末日迄に皆納するものとす

第四条の第二、第三、第四、第五、第六、第七の算定方は、浜規則又は実費に依り計算する事

第六条 報酬の受渡は貴会社に於て、時々概算を以て幾分宛交附され、毎月末に計算せらるる事

但、毎月の計算は、時として数月分合算せらるるも、異議なき事

第七条 請負人は、年の豊凶又は如何なる事情の生ずることあるも、第四条の会社収得額に対し、責任を負担するは勿論、同条の報酬を受くる外に、何等の請求をなさざる事

第八条 左に記載の貴会社御所有の物件に対し、期間中拙者に於て、左の責任を負担す

(一) 鹹水壺は毎月一回打固め、其の都度貴会社へ申告し、検査を受くる事

(二) 塩田地盤・沼井・浜溝・下穴甕・樋等修繕一切の事

(三) 諸器具を修繕又は新調する事

但、請負者が本条の義務を怠りたるときは、貴会社に於て、直接臨機の処置をなし、其の費用は第十五条の保証金又は第四条の報酬金中より最先に控除せらるも異議なく、尙足らざる時は、即時弁償可致事

(四) 苦汁壺の屋根其他の修繕は、請負者に於てなす事

第九条 満期又は解除の節は、塩田及器具物件一切貴会社の認定に依り、修繕又は新調の上返戻可申事

第十条 専売局法規及び官庁の命令並に当浜規則其他規約等を遵守可致事

第十一条 請負期間中と雖も、本契約の定むる責務に違ひたるときは、何時本契約を解除せらるるも、異議無之事

第十二条 契約解除の場合は、会社に於て其解除の日迄に於ける浜勘定を清算し、不足を生じたるときは、直ちに弁償致す事

第十三条 請負満期又は解除に際し、塩田等明渡し並に附属物件等の引渡を怠りたる時は、拙者の所有物残存する場合と雖も、貴会社に於て随意に処分せらるるも何等異議なき事

第十四条 十三条の履行を怠りたる時は、予定損害賠償として一日に付金十円宛を弁償可致事

第十五条 請負人は身許保証金として金 円無利子にて貴会社へ提供し置き、本契約に違背したるときは、違約賠償として、此金員を貴会社へ收得せらるる事を承諾す

かくして、このような場合において、一応、その形態としては、地主の自営化が実現せられたこととなつておるが、その実際としては、従来の小作人（塩業経営者）を弱体化することにより、その地主に対する従属性をむしろ強め、地主の間屋資本家としての性格を、旧態依然として存続せしめたものであつたということが出来よう。そして、このことは、いうまでもなく、一部において顕現しかけてきたこの面での近代性の展開を、なお、遅々たらしめたゆえんに外ならぬと思う。然しながら、ここにあつても、さきに指摘したような純然たる小作制度の下における、小作人の意識の成長に基く小作争議の頻発は、形式はともあれ、実情において類似している以上、結局において、いわゆる請負人達を刺戟覚醒せしめずにおかなかつた。その要求するところは、まず、彼等の奪取せられたところの製塩権の返還であり、又、間屋口銭的手数料の徹底であり、更には、地主収得金（小作料に該当する）の縮少であり、要するに、総体として、地主勢力の實質的基盤をなした、彼等にとり不利であり、地主側に有利な諸条件の改善であつたといふまでもない。

その要求運動は、彼等の結束によつて、次第に熾烈化し、遂に、まず、いわゆる鹹水製造権を獲得することに成功した。元来、専売法によれば『塩及び鹹水へ政府ノ許可ヲ受ケクルモノニ非ラザレバ之ヲ製造スルコトヲ得ズ』と規定せられてゐるにもかかわらず、實際上は、これまで許可せられていたのは、塩についてだけであつたのが、煎蒸面での製塩技術の躍進的発達により、生産工程における半製品とのみ考えられていた鹹水が、一つの原料として考え得ることとなつた結果、新たに鹹水についての製造権が認められることとなつたものである。このように、鹹水製造権が彼等に与えられることとなつたことの實質的意義は、彼等が再び独立経営者（小作人）として復活し、製塩権を持つ地主乃至組合（会社）に對等の立場にたつて、鹹水の取引を行うことが出来ること

となつた点にあり、これに乗じて、漸次地主側の特權とされた間屋口錢的諸手数料等も、その多くを撤廃させることにも成功した。しかもなお、地主收得金(小作料)さえもが、地代家賃統制令の準用をうけ、昭和十四年七月を以て、當時の價格に釘づけせられ、爾後における急激なる物価騰貴の趨勢のうちに、實質的に著しい低下を余儀なくせられたものであつた。いうまでもなく、これらの事情は、総じて、地主勢力の急速なる凋落を方向づけたものであつた。かかる事情のうちに、地主たる地位は、もはや、かならずも強いて執着すべき魅力あるものでなくなり、塩田所有權を小作人に対し解放するものが、相次いで生じてきたことは、敢えて怪むに足らないであらう。

だが、然し、茲に注意すべきは、だからといつて、地主勢力は、かくして寧息し終つたと早合点してならないこと、これである。すなわち、彼等のうちには、かかる情勢のうちに、決然、扮装を新らたにして、自作經營者として、相合同して、組合若くは会社の組織の一員として、多数の労働者を、或は直僱の形において、或は、製造權を全く喪失した採鹹作業請負人を通じて、驅使する途をひらいたものも、すくなくなかつた。然し、これらの点については、今は取扱うべき場合ではないから、項を別にして、後にこれを説明する。

二 塩業労働組織における近代性の顯現

(一) 煎熬部門の機械化と労働組織の再編成 さきに指摘したように、塩業労働組織における封建性は、すこぶる

濃厚なるものであり、しかも、かなりおそく、最近までこれが残存しつづけた。殊に、採鹹部門にあつては、その呼称としては、採鹹夫・採鹹作業夫などと近代のものとなつてはいる現在においてさえ、それは、いわば表面きのものであつて、現実には、普通に、旧來の封建的呼称そのものを慣用しつづけている地方がかなり多い。

そして、このことは、同時に、そこでの労働組織そのものに、なお、鬱分かは、上述したような封建性の残存を許していることを意味するとみて、ほとんど誤りがないように思う。ところが、煎蒸部門にあつては、機械化によつて、生産技術が高度に進んできたために、かつては、工場労働といつても、極めて素朴、単純な手工業的な作業に過ぎず、従つて、個々の労働者の、個人的な技能が極めて重んぜられ、そこに、いわば必然的に、封建的な徒弟制度といつた關係を伴わざるを得なかつたのに反し、むしろ、それは機械に對して従屬的な關係にある一般近代工場労働と全く同じ性質を有することとなり、そこでの組織も亦、これに相應するものに移行して来た。

かつては、塩田一戸前毎に、概ね一棟の釜屋（平釜式煎蒸場）と他に三・四の建物が付屬して、これらが製塩上の一単位を形成するのが普通とし、かかる小単位毎に、採鹹、煎蒸兩部門の作業が一貫してなされたものであつたが、煎蒸施設が蒸氣利用式、更には真空式製塩装置といつた高度の機械化によつて、このような製塩上の単位組織は、全く崩壊を余儀なくされることとなつた。いうまでもなく、このような高度の機械化によつて、煎蒸能率は必然的に飛躍的上昇を來し、従つて、一煎蒸場に結びつくべき採鹹塩田の面積は、著しく増大する結果となつたために外ならない。この事實は、大きくいつて、塩業経営そのものに、至大な影響を及ぼし、例えば、かかる機械化を機縁とし、従来の単独地主として、個人経営をしていたものが、到底、一人の資力を以て、これを實行出来ないため、多くは、新たに、ある程度塩田を解放し、或はそうでないまでも、他人資本の参加を求めて、株式会社といつた新しい企業形態をとり、若くは、多数の地主が、経営者も参加の下に、組合を組織し、自らも自當に進むに至つたのである。

特に労働關係に即してこれをみるも、そこに、大きな組織上の再編成がなされ、従来のような小単位毎の採

鹹・煎熬兩部門の作業一貫的なものは、存立の基盤を失ふこととなり、大企業経営組織の下に、直屬の労働者を擁して、これを経営するものとか、自らは煎熬施設を有せず、多数の労働者を使用し採鹹作業のみをその経営の対象として、その生産品たる鹹水を、煎熬作業を営む製塩業者（夙業）に、原料として売渡すものとかを生じ、これに対応して、それぞれにおける労働關係が変移した。個々の意味における労働組織において、先述したような封建的な親方制度の下での親方の權威は、次第に微弱化の傾向をとり、特に煎熬部門のそれにあつては、高度の機械化によつて個人的技能ということが、従来ほど重視せられぬようになり、このため、徒弟制度的組織が存続の必要をみなくなったつて、ほとんど絶滅に歸したといつてよい。近代労働者意識成長のパロメーターともいべき労働組合の縮成が、この部門にまず実現し、最近において急速に増加しつつあるのに反し、採鹹部門のそれが、かたらずしもそれに追隨しかねているのは、その有力なる反映といえるであらう。

(三) 労働組織における近代性顯現の限界 右にのべたように、塩業の、特に煎熬部門における機械化を機縁として、そこにおける労働組織の近代性が、ある程度実現の運びをみることもなつた。だが、然し、他の一部門たる採鹹面では、ほとんど旧態依然たる原始産業的な段階にあり、全体としてみて、そこにおける近代性の顯現には、おのずからなる限界が存した。

近代性をほぼ顯現し得ている労働組織も、各地方々によつて、かたらずしも一樣でないが、次にその一斑を例示する。例えば、三田瓦塩業協同組合では、塩田労働者を分つて、(一) 工長、(二) 一等工、(三) 二等工、(四) 三等工とする。⁷⁰⁾ このうち工長はかつての庄屋(親方)、一等工は上脇、二等工は上脇以外の通年雇傭者、三等工は期間雇傭者に該当するかと思う。そして、一等工は工長を補佐し、責任を分掌し、二等・三等工は工長の

指示に従い作業に従事するを職分とされていて、形態上からみる限り、全く近代性を示現しているといえる。ただ、ここに留意すべきは、工長が『一筆工以下の定員を必らず推薦充員するの義務を有す、而して一塩戸に於ける責任者であり、作業上は勿論、部下従業員の監督統制、建造物及器具の保存監督に任ず』べきものとされている点、これであろう。いうまでもなく、ここに、われわれとして、かつて親方としての面影が残されていることを看取せざるを得ないからである。

又、赤穂東浜塩業協同組合では、採鹹作業員を(一)採鹹主任、(二)採鹹士、(三)補助員の職別としているが、採鹹主任はかつての親方、採鹹士は同じく一般浜子、補助員は同じく臨時浜子の呼称が近代性を持つものに変わったのである。そして、これらの雇入れについて、就業希望者のうち、労務委員会若くは労務委員会の推薦による雇傭契約委員が選考の上で採用することに定められていて、この限りにおいて、かつての、これに関する親方の権限は否定せられている。然し、実際上は、採鹹主任(親方)の発言は、彼が、右の委員でない場合でもかなりの程度に重んぜられているという(この点に関しては、なお、後述参照)。

次に又、従業員として、採鹹主任〔採鹹責任者〕・採鹹夫〔採鹹に従事する労働者〕・補助員〔採鹹日のみ午後より勤務し採鹹に従事する〕に区分し、それぞれの職分を明示しているのであるが(第三条)、他方、彼等の職務に関しては、それを、(一)持浜作業〔鹹水採取の作業〕、(二)起浜作業〔降雨後地盤を引起し、採鹹準備をする作業〕、(三)普通作業〔採鹹起浜作業以外の日に、塩田地盤並に器具施設全般整備〕に区分し(第十一条)ながら、これ等の担当としては、採鹹夫(一)持浜作業の引継は朝鉄二、持鉄四、後鉄二、(二)起浜作業は五鉄引とし、撒汐塩田一般の手入、(三)普通作業は器具施設塩田全般の整備)、補助員〔持浜作業に従事し、鹽垂上げ持跡一鉄引くもとする〕の兩者についてのみ規定し、就

業時間の如きも、この兩者についてのみ規定しているにとどまり、採鹹主任については、一方において、『採鹹責任者』とあるだけで、これらに關しては、どこにも何等規定するところがない。ただ、これを事實に徴すれば、彼も亦、全く作業に従事しないというわけではない。にも拘らず、どうして、彼について、一応、従業員とされながら、右のようにその職務に關して規定するところがないのか。けだし、彼が、採鹹責任者として、採鹹作業の指揮・監督の任に當るものとして、これが、特に重視せられ、一般従業員と區別して扱われているに外ならないであろう。そして、この事實が何を物語るかといえ、この場合にあつても亦、彼に、呼称こそ、近代性を持つた採鹹主任といつたものに代えられていながら、かつての親方たるの面目が、なお、ある程度維持されつづけているものといわざるを得ないであろう。

以上、これを要するに、労働組織の面にあつても、近代性は近時ようやく確立されつつあるといい得るのであるが、なお、それは、決して十分とはいえず、程度の差こそあれ、封建性の残存が認められるのである。

三 賃銀形態における近代性の顯現

さきに、わたくしは、賃銀形態における封建性を問題とするに當り、まず、その前提として、雇傭方法における封建性について考察し、次で、賃銀形態そのものにおけるそれを考察した。ここでも、この先例に慣い、この両方面に分けて、そこにおける近代性の顯現を見てゆきたいと思う。

(一) 雇傭方法における近代性

すでに明らかにした通り、塩業労働にあつて、かならず、親方と総称せらるべき頭分（かぶり）のものが存在し、これが、技術熟練者として、経営者から高く評価・信頼せられ、他の一般労働者に対して、指導的立場にあり、更には、勞務管理者的立場に立つて、他の労働者の取締・監督をも一任せられ、雇傭方法に

限つてみるも、経営者としては、まず、この親方を雇備し、爾余の労働者（浜子）の雇備（募集）乃至はその解雇までも、全く、この親方に一任している場合さえもすくなくなつた。そして、親方としては、その雇備契約からいへば、多くは、通年雇備で一ケ年毎に更新するを普通としたが、実際には、これが反復せられ、むしろ、固定化せられ、更には、全く世襲化せられる場合さえも、かならずしも絶無でなかつた。しかも、このような関係は、親方たる労働者（子方）と一般労働者との間にも亦、存在し、親方として部下労働者の賃銀を一括して、経営者より受取り、これを分配する慣行が、従つて又、そこにおけるいわゆる頭刎が極めて典型的にみられたものであり、且又、労働者の養成に關しても、技術熟練者としての親方の指導による徒弟制度的方法が採られたものであつた。

総じて、以上の如き諸慣行の存在は、いずれも、塩業労働における封建性を、永く維持・存続せしめたゆえんに外ならないが、しかも、その根底において、かくあらしめることが、労働者に対する親方的存在たる経営者〔このうちには、自作地主を含む〕の利益とせられ、且つ、それが現実にも可能とせられたからであることを留意すべきであらう。ただ、いうまでもなく、以上のような諸慣行が、すべての塩業地に、淺れなく存在したというわけでは、決してなく、又、その程度にも、強弱・濃厚の差が、もちろんあつたのであり、時代の経過に伴う、その推移事情も亦、かたらずしも、一様でなかつたのであるが、いずれにしても、なんらかの面において、封建性の根強い存続を許すべき事情が、各地とも、例外なく存在したことは、ほとんど疑問の余地がないように思う。

ところで、この面にあつても、近代性の芽生えが徐々ながらみられた。まず、世襲的關係の消滅が、最初にはぐざれてゆく。明治末・大正にかけ、更にそれ以後、急アンボにみられたわが国における近代諸産業の發展によ

つて、一般労働市場がいちじるしく拡大せられたことは、その最も大きな要因と考えられる。教育の普及その他による労働者意識の成長の如きも、亦決して無視出来ないであろう。古くからの塩業地として著名であり、それだけに、既述の通り、封建色もとりわけ濃厚であつた赤穂地方の如きにあつてさえ、明治末年次の如き実情にあつたという。⁷⁸⁾曰く、

「東浜の所在地たる新浜・尾崎両村は、地域狭少にして耕地乏しく、一家を養つて農業に従事する者少し、多くは副業として老幼婦女之に當り、壯年者は製塩其の他の労働に従事し、住民は殆ど製塩専業に依り生ずる利益にて生活せる状態なり、故に、製塩従業者は総て新浜若は尾崎村居住者にして、他村民は勿論、絶へて他地方民を交へたることなし、是れ、資本主と労働者との間の比較的円満なる所以なり、而して、従事者中、年期傭以外の者は、業務の余暇、副業として農業其の他の雑業に従事し、毎年十二月より二月に互る製塩の閑散なる時期に至りては、壯年者は、阪神地方に出稼し、三月帰村して、再び本業に復する者多し、然れども、教育の普及と交通の發達とにより、地方青年の間に、漸く労働の劇烈にして、而も下劣なる塩田労働に従事するを嫌悪する傾向を生じ、生産力旺盛なる青年労働者の供給潤沢ならず、之が雇人は逐年困難たらんとする状況に在り、事情此の如きを以て、労銀の引上の実例なしと雖、塩業者は優待に努め、為に労働者の氣勢強く、労銀は騰貴の傾向なきに非ず」

ず云々と。以て、這間の事情の一斑を察知すべきであらう。だが、然し、これを全般的にみるとき、雇傭方法での近代性の成長も、極めて徐々にしか顕現されてきていないとみざるを得ない。すなわち、世襲的關係についてこれをみれば、特に、親方（労働者の頭分のもの）にあつては、今日と雖も、たゞ、往々にして、その存続をみる。

それは、さきにも一言したが、特に、これまで小作に附していたものを、地主が直営に移した歴史を持つ塩田にあつて顕著な事実であつて、つまり、彼等が、小作地引上げの際に、その代償として、元の小作人に親方の地位を与え、これを保証する慣行が多い結果に外ならない。今日、企業形態として、株式会社として、近代的な組織を持つものの多くが、このような地主達の再生であるが、彼等としては、このように処置することが、第一、小作地の引上げが、比較的容易でもあり、第二は、従来の経営者（小作人）として、その塩田の自然的条件に精通しておると共に、対一般労働者の関係においても緊密なものに任しておくことが、経営上有利であるとされたからに違いない。⁷⁰⁾

(二) 採鹹作業請負制度の發生と新雇傭關係　さきに、われわれは、塩田作業請負の名の下に、製塩権を喪失して弱体化したかつての塩業経営者（小作人）が、地主（法人を含む）に対し、労務を提供して、『採鹹並に塩を製造』し、これを『政府へ納付』する、いわば、製塩業の全範圍に互つて、これを請負う形式の行われたこと、しかも、それが、やがてまた、彼等の手に、再び鹹水の製造権を獲得することによつて、再び経営者（小作人）として、復活し得た事情を略述したが、ここでは、これと類似した名称ながら、その實質は全く異なる、採鹹作業請負なるものについて一言し、これに伴つて發現した新雇傭關係に論及しなくてはならぬ。

いわゆる採鹹作業請負とは、地主（個人又は法人）のために、その指定する塩田において、一定の与えられた条件の製塩原料たる鹹水を採取する作業（及びこれに附屬する諸行為）を請負うものであり、これに対する報酬金は、すべて工程払（出来高払）により、如何なる事情あるも、これ以外何等の報償を要求できないとせられていたものをいう。この場合、請負人の提供する労務は、自家労働による場合、雇傭労働による場合、この両者の混合に

よる場合等があるが、第三者を雇傭することそれ自身、もちろん、請負人の責任とせられ、請負人自らも現場に出働し、従業者を監督使役しなければならぬ（病氣その他止むを得ぬ事情があつて出働出来ないときは、地主の承認した代理人が出働しなければならぬ）。これらは、すべて、「採鹹作業請負契約書」に明記せられる。その一例を示せば、次の通りである。⁶⁰⁾

一 採鹹作業請負契約書

拙者儀今般貴社所有の塩田に於ける採鹹作業を請負致候に就ては、採鹹能率の増進に努め、日々本人現場に出働し作業に従事するは勿論、病氣其他不得止事情により、出働し得ざる時は、貴社の承認を得たる代理人必ず現場に出働し、作業に要する従業者を監督使役して、純良なる鹹水を採取すべく、又採鹹作業は、貴社の承認を得たる方法を以て、周年之に従事し、如何なる事故又は損害を生ずることあるも、貴社の承諾なくして、休業若くは停止せず、左記条項及貴社の諸規則命令別紙浜規則並に塩専売関係法規を遵守し、決して違背仕間敷、茲に契約仕候

第一条 拙者請負作業の範囲は、貴社御指定に係る区域塩田に於て、貴社の為めに、製塩適當鹹水の採取

作業及び之れが附属諸行為〔採鹹作業補助傭人の傭入・培砂作業・浜鋤起し・鹹水移輪送作業・指定区域塩田の手入並に小修理・建物及水路の小修理・沼井台の六本木其他の補充〕、並に貴社の規則命令により定められ、又は定めらるる諸行為とす

但し、製塩適當鹹水とは、比重ボーメ十一度以上にして、塵埃汚穢其他の夾雑物を含まず、苦汁又は薬品を混入せざるものなること

但し、前項濃度は、持浜日に於ける天候其他の事情を斟酌し、会社に於て特に適當濃度を指示したる時は、失れに抛るものとす

右に該当せざる鹹水に対しては、報酬金を受けざるのみならず、其処分就ては、貴社の指揮に従ふものとす

第二条 請負期間は昭和二十二年二月一日より、昭和二十三年一月三十一日迄とす

但し双方合意の上、期間の伸長又は更新を為すことを得、この場合に於ては、本契約期間満了翌ヶ月前に、貴社に対し其希望を申出づるものとす

第三条 請負報酬金は工程払とし、拙者採取に係る鹹水にして、貴社に於て検収せられたものに対し、別紙鹹水比価を以て算出したる金額を、毎月一回又は二回支払はるものとす
但し、本年度の比価は、前年度分を継続するものとす

鹹水検収の時期並に其に就ては、凡て貴社の命ずる時期並に方法によるものとす

第四条 鹹水比価は、別表の通りとす、比重及量は検定当時の濃度に依る

第五条 塩價價格の変更其他鹹水比価に重大なる影響を及ぼす事情あるときは、貴社に於て適宜第三条の金額を変更せらるることを承諾す

第六条 請負地域内に、請負人の費用を以て設備せんとする工作物等は、予め貴社の承認を受くるものとす、満期又は契約解除に際しては、速かに其を撤去原状に回復すべく、万一右遅延の節は、貴社に於て適當処分相成るも異議なく、之が爲めに要する費用及損害は、拙者に於て負担可致するものとす

承諾す

第七條 貴社備付の採掘器具並に諸設備利用に際しては、鄭重に各其用途に従て之を用ひ、決して他用に供せず、又使用後は其都度貴社所定の場所に返置致すべきは勿論、万一毀損したる時は、直ちに拙者に於て修繕又は賠償致すべきものとす

第八條 如何なる事情あるも、第三条の報酬金以外何等の報償を要求致さず、又貴社に対する凡ての債務は、右報酬金及身許保証金より控除せらるるも異議なきものとす

第九條 請負報酬金又は身許保証金其他本契約に基く請負人の身分並に權利義務は、凡て契約本人に專屬するものとし、之が承継移転若くは処分等を許さざるものとす

第十條 請負人が本契約の条項並に貴社諸規則命令別紙浜規則専売関係法規に違反したる場合は、契約期間内と雖も、即時本契約を貴社より解除せられ、且つ違約賠償として、身許保証金を没収せらるるも、異議無之、尙損害あるときは、別に之を賠償するものとす

第十一條 貴社の都合に依り、塩田を第三者へ譲渡せらるるも、又は製塩権を第三者へ譲渡し、若くは委任せらるるも、請負人に於て異議なく、又何等の要求を為さざるは勿論、本契約の条項は、右の第三者に對しても之を履行すべきことを承諾す

第十二條 請負期間の満了、其他契約終了の際は、貴社御指図の通り、即時塩田及附屬物件一切を修理又は新調し、完全に原形に復して返還するものとす、万一其義務を履行せざるときは、貴社に於て自由に御処置あるも、一切異議なく、尙之に依りて生ずる一切の損害を賠償するものとす

第十三条 本契約締結の際、身許保証金として沼井一台に付一円の割合を以て算出したる金額を、無利子にて貴社に差出し置くものとす、身許保証金は本契約上の債務存在せざるに限り契約終了後に於て申受くるものとす

第十四条 塩専売法規又は貴社の都合により、製塩地の区域又は塩の製造期間若くは生産高を制限せられたる場合は、採鹹作業又は鹹水の検収を中止せらるるも異議なきを以て、之が為め等の要求を為さざるものとす

第十五条 本契約に原因する事故は、訴訟価格に従ひ、丸亀区裁判所又は高松地方裁判所の管轄と合意す

昭和二十二年二月一日

住所 香川県 郡 村

採鹹作業請負人 ○ ○ ○ ○ ㊦

住所 香川県 郡 村

右保証人 △ △ △ ㊦

、、、株式会社御中

㊦

以上、全条を通じて、いわゆる請負人が、経営者(個人地主・法人)に対して、依然として従属的立場におかれていたことは、到底、否定できない。ただ、彼等は、請負人として、その限りにおいて、単なるみずからの労務を提供するだけの直備労働者とは異つた意義を持つ存在であつたことはいうまでもない。この採鹹作業請負人の多くは、さきに述べた塩田作業請負人の多くがそうであつたと同じく、かつての経営者(小作人)であつたが、

しかも、後者が一旦、製塩権を喪失しながら、その後再び鹹水製造権を獲得して、その限りでの経営者たる地位と面目とを復活し得たのに反して、前者が、自己又は他人の勞務を提供して、工程払による賃銀を得るに止つてゐることは、その形式としては、作業請負契約といつた相似た契約の下にあるとはいへ、両者、全く、その本質を異にする關係におかれたものとして、注目に値すると思う。ところが、この請負人と一般勞働者との間には、依然として、ほとんど旧態のままの封建的な關係が持続せられ、これを経営者の立場からみれば、この段階に至つて、大規模な近代的設備を充塞した煎熬部門だけを直管とし、自己の塩田における採鹹作業をば、右のような採鹹作業請負契約に基いて、請負人に一括して任じたもので、その面での勞働者に関する限り、経営者としては、間接的なつながりを持つに止まり、従つて、両者の間には直接の雇傭關係がなくなつたわけである。

このような形態は、それ以後における煎熬部門機械化の趨勢、ひいてはその拡大強化の過程において、次第に普及してきた。けだし、経営者側としては、特に、複雑な工程を包含する採鹹部面での、面倒な勞務管理を、これによつて免れ得るを利便とするもの多く、他方、勞働者側として、個々バラバラの存在であるよりか、このような請負人に附属している方が、就勞チャンスの獲得その他に好都合とされたのによる。ところが、昭和二十三年四月実施された職業安定法によつて、単に肉体的な勞働力を提供するいわゆる勞務供給業が、全面的に禁止されるに當つて、右の採鹹作業請負人も亦、この条項に觸れるものとして、存在を否定されることとなり、この面での勞務關係に、いちじるしい混乱が惹起せられた。

このような事態に直面して、経営者としては、種々な打開策を講じた。これを大別すれば、一方には、潔きよく、請負人もも含めて、その下に属した全勞働者をすべて、直傭の關係に切替えるものがあり、他方には、な

お、従来の關係に恋々として、請負人に対して、この面での生産設備を譲渡し、或は、請負人が他の労働者を雇せず、もつばら自家労働力だけに依存すべきことを条件として、職業安定法の適用から免れ、以て、實質上この形態を持続せんとするものがあつた。この両形態への分岐は、各地共区々に互つて一様でないが、概して、後者の方が多いようである。この事實は、とりもなおさず、全体的にみて、近代性への推移がみられるといううちにも、たお、封建的なる旧態への執着が、かない根強いことを物語るものに外なるまい。ここに、彼等請負人と、勞務供給業者としての旧親方との本質的相違は、時としては、ほとんど紙一重といへべきものがあり、いわゆる偽裝勞務供給業者と目すべきものの存在が、かならずしもすくなくないことが注目せらるべきである。

(三) 賃銀形態における近代性　　さきには、わたくしは、塩業の賃銀形態における封建性を考察するに當つて、これを根強く残存せしめてきたものとして、現物給与制・前貸制及び歩合制（類似）の三項に分つて、説明しておいた。右のうち、第二の前貸制度の如きは、その仕方そのものとしては、ある程度変化して來ているが、なお、相当ひろく行われ、さきに指適しておいたような弊害を依然として残存せしめている。

然し、全体としてみると、最近に至つて、この部面においては、封建性はほとんどその陰をひそめ、近代性の顕現が、いちじるしくみられる。塩業にあつても、他の産業部門と同じく、その賃銀形態の基本として、定額給と能率給の両者があり、且つ、多くは、この両者の併用が行われて來たものであるが、概していへば、ほとんど近代的工場労働化している煎蒸部門にあつて、定額給が採られ、多分に原始産業的な採礦部門において、能率給を主としているとい得る。尤も同じく煎蒸部門の労働としても、いわば、純粹のそれでない、附帶的作業たる包装・運搬等の作業にあつては、たお、多分に能率給が採られ、或はこれ一本槍の場合もある。元來、この形

態は、賃銀制度に關する基本的課題として、その是非得失がやかましく論議されて来たものであるが、わが塩業労働賃銀にあつても、全く同様なことがいい得る。ところで、われわれとして、興趣深く、且つ示唆をうけるのは、かつて能率給を主としたものにあつて、生活給といつた近代の賃銀意識に基く要求として、その後、定額給を主とするものへの移行が実現せられたが、最近に至つて、むしろ、労働者の一致した切実な要求として、再び、旧に戻り、原則として能率給のみになつた実例のあること、更に、これによつて、作業能率が飛躍的に増進し、労使双方共に、これではなくては駄目だと確信せられているという事実、これであろう。ただ、われわれとしては、このような場合、いわゆる定額給が、生活保証的に、果して十分であり得たか、どうか。又は、定額給の弱点を是正すべき何等かの方策が講ぜらるべきであることが、顧慮せられていたか、否かが問題であり、右の場合にあつて、おそらく、これらの諸点は、不十分であり、且つ顧慮せられなかつたと思われ、右のような事例の存在によつて、軽々しく、兩型態の可否得失を論断すべきでないのは、いうまでもあるまい。

次に、右の定額給・能率給支給の實際は、各地区々まぢまぢであつて、かならずしも一樣でないが、ここに、その一・二の実例を示しておく。

第一例 「三田尻塩田における場合」

『 塩田従業者労務賃金改定協約書

昭和二十六年十二月三田尻塩業協同組合と三田尻塩田従業者労働組合とは、昭和二十七年適用（自昭和二十六年十二月一日至昭和二十七年十一月三十日）労務賃銀に關し、塩業組合より發表せる改定案に基き、双方の代表者間に於て協議を重ねたる結果、左記の通り田満解決したから、本契約書を作成し、兩当事者之を承認する

常勤者

一、持浜賃金及仕入浜賃金〔完全一持目及一仕入当〕

一人一回当り平均金三百五十円とし、職階別の差は此の範囲内に於て勞資協議の上決定する

但し、二日仕入にして且溝堀施行（小仕役を含む）の場合は、一仕入一人当金壹百五十円を増額する

二、生産給

かん水一罎当〔比章十七度に換算〕金壹百円

三、当直手当

一塩戸一日当金壹百五十円〔持目及仕入日以外の日に支給〕

四、晒浜

晒歛 一回一浜当金壹百円〔晒歛必要の場合に限る〕

下取 〃 〃 〔下取施行の浜に支給〕

五、冬浜賃金〔期間十二月・一月・二月に適用〕

一人一日当金二百三十五円〔実働の場合支給〕

但し、起し浜日に限り、日給二百六十五円とする

六、責任料

冬浜期間中、工長に限り、責任料として日給以外に月額五百円を支給する

七、毎年十二月一日を以て勤務箇所を変更することがある

雇傭関係は特殊の者を除く一般は、連年雇傭する

八、退職給与は勤続年数の計算は三月一日より十一月三十日迄勤務せる者を一ケ年と見做す

九、天候の關係上、雨期の長きに涉り、其の月の賃金にて事実生活困難と認める場合は、後日支払うべき賃金の引当前払の方法等別に考慮する

一〇、賠償金に變動のあつた場合は、賃金の改訂を考慮する

一一、本協約の有効期間を昭和二十七年十一月三十日迄とする

昭和二十六年十二月十日

三田尻塩業協同組合

組合長 時 政 鉄 之 助 ㊟

三田尻塩田従業員労働組合

組合長 佐 々 木 満 ㊟

第二例 「赤穂塩田における場合」

『 賃 金 協 定 書 ⁵²⁾

今般賃金改定要求により、赤穂東浜塩業協同組合と赤穂東浜塩業労働者組合との間に、左記の通り協定成立す

一、生産責任量 七五・〇〇〇疋〔十八度換算〕

一、総合保証ベース 一〇、三五九円〔主任手当を含む〕

一、基本給 八、一五七円〔持浜手当上浜二〇〇円、下浜一〇〇円を含む、持浜違反の場合は支給しない〕

わが国塩業労働における封建性と近代性との交錯(下) (大山)

一、家族年功手当 七六〇円〔家族手当は五人迄とす〕

一、時間励行手当 五〇〇円〔一浜平均五〇円、持旗を厳守しない場合は支給しない〕

一、浜廻り手当 八三円〔等級に依り差有り〕

一、臨時給 五〇〇円〔月額割〕〔盆二、〇〇〇円、祭一、〇〇〇円、正月三、〇〇〇円〕

一、主任手当 三五九円〔一人月額一、二〇〇円〕

別途支給

生産給 一疋〔十八度換算〕三八四円一七銭

但し、各塩戸毎に単価を設定し、責任量を超過の塩戸に支給す

プール計算はしない。補助員は十三%とす。

採鹹補助員

七・十一・十二・一・二・三・四月 一日 一一七円

〔時間励行手当一日十円を含む〕

五・六・七・八・九月 〃 一三六円

臨時給 二、〇〇〇円〔年額〕〔盆五〇〇円、祭五〇〇円、年末五〇〇円、前給金五〇〇円〕

右の通り協定成立、八月一日より施行する事を双方承認す

昭和二十六年八月六日

赤穂東浜塩業協同組合

理事長 八幡盛海 ㊟

赤穂東浜塩業労働組合

組合長 久野耕造 ㊦

右の両地ともに、古くからの著名な代表的塩業地であり、組織としても最も進んだものを具有しているといえよう。ところで、賃銀協定に関しては、前者は原則として能率給制を採り、後者は固定給制と能率給制とを併用して、それぞれ著しい特徴を示している。右は両者共最新のものであつて、それぞれの両当事者によつて、熟議の結果、迂余曲折を経て、最善のものと考えられて到達したものに相違ない。今、全体としてこれを見れば、後者の方が、より進んだ形態にあるやに思われようが、然し、さきにも一言したように、前者にあつても、このような過程を経て、今日の形態に進んだものであつてみれば、要するに見解の相違である。各地において、それぞれの考え方によつて、種々雑多なニュアンスを持つた賃銀形態が採られているという現実も、全く同様な事情とすべきであろう。われわれ実情にうとい局外者として、これに對して、軽々しい批判は遠慮しなくてはならぬが、実情に出来るだけ精通した上、最も合理的なものは何であるかを考究し、實際家にも十分納得され、採り上げられ得るものが提案せられることが望ましいことは、あえていうまでもあるまい。

この意味で、あえて一言するならば、右の両者に共通してみられる生産給なるものは、生産奨励給であつて、その実質は、いわゆる歩合制に外ならず、この制度が、労働者の生産意慾を刺戟し、全体としての生産向上に資することは疑をいれず、これが当然に、労使双方によつて、利益とせられ、欲迎されとしても、労働者側としては、このため、知らず知らずのうちに、勢い過勞に陥り、永い目でみて、果して、常に利益であり、欲迎すべきであるか、どうか。再考を要する点であろう。原始産業的な塩業の採鹹労働にあつて、この制度の存在がある

程度肯定せられるとしても、この意味から、この額を余りに刺戟的な高額に定めることは避くべきであろう。同様な意味において、能率給だけによることも、好ましいこととは考えられず、矢張り、或る程度、固定給が加味せられるのが、至当ではあるまいか。尤も、これには、労働者のひろい意味での自覚が必要であつて、それなくては、よく働くものと、そうでないものとの差別が、ほとんどつけられず、全体的にみて、勤労意慾のいたずらなる萎縮を結果し、生産の向上は到底期し難いこととならう。

五、塩業労働における封建性と近代性との交錯

以上、これを要するに、塩業労働にあつても、その封建性は相当の根強さを持つたものであつたが、その漸次的解消の過程のうちに、それと對蹠的な近代性が、次第に芽生え来つたものといふことができる。ただ、現状としては、その封建性の解消は、未だ決して十分でなく、諸方面にその残存が、程度の差こそあれ、見られるのであり、同時に、その近代性の成長が十分に成しとげられていないのであつて、いわば、この封建性と近代性とは相交錯しているといわざるを得ないと思う。そして、このような事態は、さきに分説したような地主小作間の塩田小作関係において、又、塩業労働組織において、更らには、貸銀形態において、それぞれ、ほとんど例外なく、ひろく各地において、みられるところであるが、これに關しては、上來ほば説明してきたところでもあるから、ここでは、一・二の地方について、わたくしの実地調査の結果に基き、これを例示し、その一斑を察知するの資に供するに止めよう。

右の第一例として挙ぐべきは、岡山下の某塩業会社（特に名を秘す）についてである。これは、古く、江戸時

代から、塩業の先駆者として、個人企業として経営し來つたものであるが、昭和九年に至り、株式会社〇〇事務所と組織を変更、更に、同二十一年現在の組織に変更、以て今日に至つた全国でも屈指の製塩会社であつて、昭和十三年以來、近代式の真空式煎熬施設を完備し、採鹹・煎熬両部門に互つて、共に労働組合も組織せられ、退職金の制度なども、他に先んじて実施している程で、多くの点において典型的な近代的公司といふ。だが、われわれは、そこに、親方制度的遺影が或る程度、なお根強く残存していることを指適せざるを得ない。というのは、ここでも、かつての親方は、その呼称を昭和十二・三年頃から改めて主任と呼び、常浜子を副主任、平人を採鹹工といつた具合に呼ぶようになったが、これらは、表向きものに外ならず、内輪においては、依然として、旧來の呼称が慣用せられ続けている。そして、主任(旧親方)は、依然として、配下の一般労働者に対して、ほとんど全權を握り、作業上の指揮・統率に當つている。会社としても、このもの手腕力量如何によつて、作業能率が左右せられ、経費も節約され得、或は膨脹のおそれありとして、これを重視している。主任、すなわち旧親方以下、すべての労働者は、会社の直僱制度の下にあり、請負制度は採られていないが、その關係は、多くが、旧態依然として、譜代のものであり、なかには、父祖數代に互つて、会社の提供する塩田傍らの小屋に住しつづけているものも、すくなくなく、この關係は寄せ子・沼井踏といつた臨時夫でも亦、大して變らないという。のみならず、更に注目すべきは、親方、常浜子等の連中は、いずれも皆、その家族を無報酬で働かしている事實であらう。これなどは、何といつても、雇傭主に対する彼等労働者の隸屬的關係残存の、明白な証左といわざるを得ないと思ふ。

又、賃銀形態に關しても、一方において、近代的に、基本給の外、家族手当その他が定められているかと思ふ

と、他方にあつて、この外、一戸前（塩田二町歩、尤もこの面積は、地方によつてかならずしも一定していない。一戸前毎に親方一人がいる）の利益の二割乃至四割（平均して二割八分）の範囲で、親方に支給（常浜子は一割、平人は百分の三を四人に分与する）するといった歩合制（これを、ここでは歩方と呼んでいるのであるが）が、依然として固執しつづけられている。しかも、親方の支給せられるものは、その全部が彼の収入となるのでなく、慣行的に、その幾分か、親方自身の裁量（評価）によつて、その配下の労働者に配分せられる。そこに、われわれとしては、旧態依然たる親方の子方に対する權威の根源が、なお温存しつづけられて来ていることを察知することができるかと思う。なお、当事者のいうところによれば、さきに指摘した、親方・常浜子の連中が、その家族の労働力を無報酬で提供している隷屬的關係の残存は、実に、この歩方（歩合制）の存在によつて理由付けられるという。しかも、雇傭者側としては、この制度は、能率向上の点からいつて、更にいえば、事業成績向上のために、絶対不可欠なものと確信しているように見受けられる。

以上のべたところによつて、この事例において、塩業労働においての、封建性と近代性との交錯事情の一端がうかがい知られるかと思う。ただ、さきに一言したように、敗戦後の趨勢に乗じて、ここでも労働組合が結成せられたのであるが、それ以後、労働条件改善の要求が、時として出るようになり、かかる情勢の下にあつて、今日残存の封建性は、おそらく、遠からずして、駆逐せられることとなるかと思う。

次に、第二例として、これも古来の塩業地として著名な、兵庫県下の某地の某塩業協同組合における事情を挙げてみよう。ここでも、かつては、純然たる親方制度に基く労働組織がみられたものであつたが、近年、中小企業等協同組合法に準拠して、『組合員相互扶助の精神に基き、組合員のために必要な共同事業を行ひ、組合員の

公正な経済活動の機会を確保し、以て組合員の自主的な経済活動を促進し、且つその経済的地位の向上を図る』(定款第一号)ことを目的とし、『組合の地区内に事業場を有し、塩苦汁又はかん水の製造を行う事業者』(但し、小規模の事業者に限り、常時使用する従業員の数が百人を越えるものは、中小企業等協同組合法により組合員たることを得ない)を組合員たる資格として、組合組織が生誕し、立派な労働組合も結成せられ、就業規則によつて、その雇入・給与・勤務等が定められて、この限りにおいて、全く近代性を顕現し切つてゐる。

更に、従業員の職別の如きも、例えば、これを採鹹部門については(一)、採鹹主任〔採鹹責任者〕(二)、採鹹士〔採鹹に従事する常勤者〕(三)、補助員〔採鹹日のみ午後より勤務し採鹹に従事する〕といった近代的呼称となつてゐる。然し、その内実としては、右にいう採鹹主任とは、いうまでもなく、さきの親方のことであり、事實上、今日でも、このものを頭と呼び慣らわしてもいるし、更らに、作業上の指揮監督はもちろん、雇入・賃銀決定等にも、このものの発言が相当にモノをいうている。尤も、これらに關しては、規定の上では、『雇傭契約を行う場合は、労働委員〔労使同数各五名〕若くは労務委員会の推薦に依る雇傭契約委員の決定に一任する』こととなつてゐるのであるが、頭は、平素各人の作業能力を熟視・判定して、次年度自己のグループに引抜くことを考へており、このような場合にも、その発言が、重んぜられ、〔彼がかならずしも委員とは限らないのであるが、それだけで〕委員会の決定を左右し勝ちであるという。

又、給与は、固定給と能率給との併用であつて、その上に、別途手当(盆・祭・年末)・浜廻り手当(組合員中、若干の生産委員が選出せられていて、その者に臨時派を巡回し、各従業員の作業成績を調査させ、そのものにこの手当を与う)等があるが、それらは、『通貨で、其の金額を直接』本人に支払うこととなつていて、かつてやかましくいわれ

た親方の中間搾取の余地が失われている。だが、主任(親方)に対しては、右の外、特別の現物支給がなされる。然し、これを主任(親方)は、内実において、一般労働者(「今日も、これを呼ぶのに、「奉公人」という封建的呼称が残存しつづけていることを、くりかえして、ここで特に注意しておくことが無意味であるまい)に分与するのが普通であるという。こんなところにも、主任(親方)の旧勢力温存の基盤の一つがあるといえようかと思う。

実情右の如くであるとすれば、われわれは、この場合にあつても、塩業労働における封建性と近代性との交錯を、到底、否定できないのである。もちろん、右のような事情は、決して、この事例にだけ限られるものではなく、若干程度に強弱の差こそあれ、各地にあつて、ほとんど類を同じくしてみられるのである。しかも、われわれ局外者のうかがい知り得るのは、残念ながら、多くは、これらの実情の単なる一端に過ぎないのであつて、そこに、近代性を獲得しつづありとはいえ、封建性のなおかなりな残存がつづけられていることが、察知せらるべきであらう。

五、むすび

以上、わたくしは、わが国塩業労働における封建性と近代性との交錯事情を、主として、そこにおける親方制度の推移に関連せしめて考察したものである。くりかえしていうまでもなく、わが国塩業労働における封建性は、種々の角度からみて、全体として、すこぶる濃厚なものがあつたのであるが、社会経済の進展に伴つて、極めて緩慢な過程において、それは後退し、これに代つて、これと対蹠的な近代性が、これまた徐々に成長してきた。つまり、両者の交代は、政治体制としての旧制度封建制度の打倒の上に、近代社会がうち樹てられて以後、

久しい間、ほとんどみるべきものがなかつたもので、最近に至つて、いわゆる民主化の趨勢のうちに、ようやく、そのテンポを速めたといひうるに過ぎない。

しかも、今日の実情として、いわゆる近代性の成長は未だ決して十分なものでなく、そこに、すくなくらず封建性の残存がみられるのであつて、両者の交錯事情が、一般に後進的なわが国社会関係の、重要な一顯現であることは、ここに問題とした塩業という、一特殊産業にあつても、如実に示されているといふべきである。これを逆にいえば、このような事情そのものが、わが国の社会関係をして、後進的な特質を持ちつづけさせている一要因をなしているといふことができるであらう。

〔附記〕

本稿に関する資料の蒐集・実地調査に當つて、各地の塩業関係の各位に、すくなくならぬ御援助と御教示とを戴いたことは、その学識に感謝に堪えない。左に、それらの方々の芳名を録して御礼に代えたいと思う。ただ、筆者の未熟なる、思わぬ誤謬を犯している箇所なきやをおえている。忌憚なき御批判と、一層の御教示を切に御願いたし度い（順序不同）。

○赤穂塩業協同組合塩田課長三宅虎夫氏○同所北川新治氏○赤穂市田淵新一郎氏○同、富岡儀八氏○同、柴原敬吉氏○同、
広山護道氏○尾道市青木茂氏○忠海高稔小田博氏○内海塩業株式会社々長春藤武平氏○同所徳山安広氏○仁尾塩業株式会社
専務塩田清氏○朝日塩業株式会社専務持丸実氏○香川労働基準局給与課長川西正巳氏○坂出塩業協同組合長井上正博氏○同
所河野三八氏○同所塩崎嘉造氏○同所吉田義晴氏○総社塩業協同組合理事長多田羅惣吉氏○木太塩田株式会社石橋常藏氏○
多喜浜塩業協同組合理事長藤田吉道氏○伯方塩業協同組合理事長白石八郎氏○中讃塩業協同組合理事長浦田大吉氏○木沢塩
業協同組合理事長下津幸義氏○坂出市商工課長多田羅義雄氏○同市産業委員長引田春五郎氏○松永塩業協同組合理事岡田虎
次郎氏○同製造部長稲垣喜治氏○三田尾塩業協同組合理事長時政鉄之助氏○同所佐伯芳造氏○妙高企業株式会社防府工場長
庄田清一氏○広島県立労働科学研究所長多幾山寛氏○日本専売公社防府製塩試験場長吉村甚吉氏○同、岡山地方局塩脳部長
代斎藤氏○同、徳島地方局塩脳部長谷口正太郎氏○同、熊本地方局塩脳部長岡克治氏○同、広島地方局塩脳部長岡敬藤一氏

○同、赤穂支局塩務課長橋康穂氏○日本専売公社大阪地方局塩脳部・同鹿児島地方局塩脳部同下関支局塩脳部、金山新塩田株式会社・松永食品工業株式会社・林田塩業株式会社・総社塩業株式会社・十州化学工業株式会社・松崎沖塩田株式会社・豊田塩業株式会社・小豆島塩業協同組合・林田塩業協同組合・高屋塩業協同組合の各位

註①

塩業に関する主要なる調査研究資料としては、次に掲げる三者が、いずれも官庁編纂物であるが基本的な重要性を持つてゐる。もちろん、編纂年次による時代的制約があつて、これを以て十分というわけにはいかないが、塩業研究上不可欠なものといふべきである。本稿においても特に、(一)・(二)の両者は、最も多く参考に資し得た。この機会に、これが編纂に携はれた各位の労苦に対し、多大の感謝と敬意を表したいと思ふ。

(一)、大蔵省主税局編「大日本塩業全書」全五編（本書は、その緒言によれば、同局が、『往來我國農工業に對シテハ、各々之ニ関スル圖書、記録頗ル多ク、依テ以テ利スル所極メテ大ナリ、然ルニ獨リ塩業ニ至リテハ更ニ記録ノ見ルヘキモノアルナシ、之レ大ニ遺憾トスル所ナリ』とし、『是ヲ以テ曩ニ各塩務局ニ移牒シテ、各地ニ於ケル塩田ノ位置・沿革・製塩ノ方法・製塩ノ包装・販売ノ方法等巨細ニ之レカ調査ヲ遂ケシメ』た資料を蒐録して成つたものである。明治三十九年十二月以降、數ケ年の歳月を費して完成した）

(二)、大蔵省専売局編「塩業組織調査書」（本書は、同局が「内地ノ塩業組織ハ頗ル幼稚ニシテ、世伝在來ノ製法ヲ墨守スルニ止マリ、農業的組織ノ域ヲ脱セズ、其ノ経営姑息ニシテ近取施設ノ見ルベキモノナク、業勢更ニ振ハザルモノアルハ、蓋シ其ノ因テ來ル所ナキニ非ルナリ、曠近製塩上主要品タル石炭ノ價格ハ奔騰シテ、労働亦昂上シ、生産費ハ増スアリテ減スルナク、取支償ハサルノ由ヲ絶タサルハ、実ニ之レ製塩業ニ於ケル現下ノ大患ニシテ、之レヲ改善スルハ今日ノ急務ナルヘク、而シテ之レカ活路トシテハ、須ク塩業組織ノ根底ヲ更新シ、其ノ経営ヲシテ企業的ナラシムルニアルノミ」との見解に基き、赤穂・味野・尾道・三田尻・坂出・撫養の六支局をして、明治四十五年四月現在を以て、各管内の組織的塩業経営の同体を調査せしめた資料を蒐録したもので、大正二年十月、執務上の参考に資する目的を以て印刷に附したが、當時として「秘教となつていた」

(三)、同上編「製塩地整理事蹟報告」（書名の示す通り、塩専売法施行以來の懸案とされてきた製塩地の整理の顛末を編めたものであるが、多数の附図、写真を挿入し、特に、禁止製塩地における製塩及び製塩状況等に関する記述は、参考とするに足るものである。明治四十五年刊、當時として「秘教となつていた」）

以上の外、食塩の廻送・販売に関しては、日本食塩廻送会社編「日本食塩廻送史」・鶴本重美氏「日本食塩販売史」・山梨塩業株式会社編「甲州塩販売史考」等があり、又、局地的のものとしては、古く「赤穂塩業誌」、後、坂出専売支局編「坂出塩業改善一斑」があり、比較的最近には、梶西光穂氏著「下総行徳塩業史」・香川県女子師範学校編「塩田研究」及び岡田岩吉氏著「内海塩業語彙の収録とその研究」等がある。更に、最近の塩の需給事情等に関する調査としては武植寅三郎氏著「最近の塩の経済概図」があり、時雨音羽氏「塩と民族」も通俗ながら啓蒙的なものとして挙げられる。この点に関しては、前註(一)・(二)の外、昭和五年に至つて、山口県農務課編「山口県に於ける塩田小作慣行調査」が出た。「本書は謄写版刷^{〔註〕}扱の限定本の如く、その流布稀なことは、山口県庁・山口大学・防府製塩試験場等に照会したが、いずれもこれを所蔵せられずとのことであつたので知られるが、筆者は、苦心の末、ようやく一本を入手し得た。古記録の引用が極めて少ないのは物足りないが、編纂当時における小作契約証書等も原文のまま収録せられていて、資料的価値は十分ある」。又、最近になつて昭和二十五年、香川労働基準局給与課長川西正巳氏 の努力によつて「香川塩業労働実態調査報告」が編纂せられた。科学的な、新しい感覚・取扱方法によつて、労働力・賃金・労働関係に分類せられた好著として推賞したいと思ふ。

③ 大蔵専売局編「製塩地整理事蹟報告」参照。
④ 「香川塩業労働実態調査報告」参照。

⑤ 大蔵省主税局編「大日本塩業全書」及び大蔵省専売局編「塩業組織調査書」記載の各塩業地の沿革参照。

⑥ 「大日本塩業全書」一五、赤穂塩務局本局ノ部、四六頁。

⑦ 「同上書」一九、三田尻塩務局本局ノ部、三四頁。

⑧ 「塩業組織調査書」三四八頁。

⑨ 「大日本塩業全書」一五、赤穂塩務局本局ノ部、四五頁。

⑩ 「塩業組織調査書」四三三頁。

⑪ 「同上書」一七三頁以下参照。

⑫ 「同上書」一〇四三頁。

⑬ 「大日本塩業全書」二十一、撫養塩務局本局ノ部、二六頁に引掲の明治三十六年一月、「塩田借請小作約定書」第四条。

わが国塩業労働における封建性と近代性との交錯(下) (大山)

- ⑭ 「塩業組織調査書」一頁。
- ⑮ 「香川県塩業労働実態調査報告」九〇頁。
- ⑯ 「同上書」一三頁以下、なお、「大日本塩業全書」・「塩業組織調査書」等参照。
- ⑰ 「塩業組織調査書」四五頁。
- ⑱ 「大日本塩業全書」一六、味野塩務局本局ノ部、八頁その他。
- ⑲ 「同上書」一八、尾道塩務局松永出張所ノ部、二五頁その他。
- ⑳ 「塩業組織調査書」一一五八頁。
- ㉑ 「同上書」一八三頁その他この類例多し。
- ㉒ 「同上書」五九頁「新浜組塩田稼夫心得書」、「同上書」八一頁以下「尾崎組塩田稼夫心得書」等。
- ㉓ 「同上書」四七〇頁・四九四頁参照。
- ㉔ 「同上書」一一九三頁。
- ㉕ 「同上書」一八三頁(明治四十三年十二月決定、岡本組塩田組合規約、第二章役夫雇入法、第二十一条)。
- ㉖ 「同上書」一一五〇頁。
- ㉗ 「同上書」四七一頁。
- ㉘ 「同上書」一一九三頁。
- ㉙ 筆者の見聞せる岡山県山田村の事例に拠る。
- ⑳ 「塩業組織調査書」二八二頁。
- ㉑ 「同上書」三二六頁・三四七頁その他参照。
- ㉒ 「同上書」三〇二頁。
- ㉓ 「同上書」五三八頁。
- ㉔ 「同上書」一四〇頁。尤も、同書には、本文引用のものに続いて『近時労働者の去就甚しき為、必ずしも此の階段を踏まず、一躍上級派の伴に入り、年長者も亦下級の労働に就く者あるに至れり』云々と記されている。然し、筆者が、実地調査に赴いて見聞したところによれば、當時はもとより、その後においても、『労働者の去就甚だし』というようなこと

は、ほとんどなく、むしろ、この土地では、世襲的關係に在るものが随分とあるようである。さきに述べた『製塩場に居室を交給せられ』、『家族と共に常住』すること、父祖數代に及び、製塩場の堤上に、彼等だけの墓地を持つというのが、これらのことである。ただ、右に『一躍上級の伴に入』り、『年長者も亦下級の勞務に就く』とは、主として、本人の技能を重んずるようになったことを示すと共に、この後者の場合には、特に、老年者としては、自己の勞働能率の低下を自認し、責任ある地位に就くことを遠慮してのことでもあつたと解せられる。

なお、引用本文に『担当者』とある呼称は、他に類例を見ないものであるが、それが、いわゆる親方に外ならないことは、呼称そのものからも推測され得るが、別に又、『各塩戸一名とす、製塩作業上に關する一切の事を担任す、多くは永年製塩に従事して、信用あり、比較的統御の材幹ある大工又は浜子を以て之れに當つ』とか『支給金及給与品は、各浜担当者に総括交付す』とあり、又、賞与に關して、『担当者に給付し是を以て以下勞働者へ適宜分配せしむ』等とあるところから、明白である。尤も、この地方で、大工とは、他地方で頭梁・庄屋といつた呼称と同じく、親方の地位に在るものというところからみれば、この担当者とは、特にそれらのうちから『統御の材幹』ありとして選ばれたものの謂いであり、このため、彼等のうちには、更に選ばれて『当作歩合』と称して、一定の利益分配をうける特權を賦与せられる少數者があつた。これを『労働当主人』と呼んだ。『労働当主人』とは、各塩戸の従業者にして、永年勤務し、其の勞多きものに、幾分の当作歩合を与えたるものにして、同時に担当者たるあり然らざるあり、何れも、大工・上浜子等幹部勞働者たるを常とす。従つて、勞働者たる關係に伴ひ、其の資格、作業に従事する間に限るを普通とす、尤も過意あれば、当作關係を失はしむることなり』云々というによつて、知ることが出来る。

③⑤ 「塩業組織調査書」四三八―四三九頁。

③⑥ 「大日本塩業全書」十三、金沢塩務局飯田出張所ノ部、九頁、一三頁。

③⑦ 「塩業組織調査書」五一―五三頁。

③⑧ 「同上書」五三九頁。

③⑨ 「同上書」五九七頁。

④① 「同上書」四四頁。

④② 「大日本塩業全書」十一、仙台塩務局久慈出張所ノ部、七頁。

わが國塩業労働における封建性と近代性との交錯(下) (大山)

立命館経済学(第一卷・第三号)

六六(三二六)

- ④③ 「塩業組織調査書」四五頁。
- ④④ 「同上書」二九四頁。
- ④⑤ 「同上書」三二六頁。
- ④⑥ 「同上書」一一七三頁。
- ④⑦ 「同上書」四七頁。
- ④⑧ 「大日本塩業全書」十八、尾道塩務局松永出張所ノ部、二五―六頁。
- ④⑨ 「同上書」二六頁。
- ⑤① 「塩業組織調査書」四五―六頁。
- ⑤② 「同上書」五一頁。
- ⑤③ 「同上書」二八二頁。
- ⑤④ 「同上書」二七四頁。
- ⑤⑤ 「同上書」四九四頁。
- ⑤⑥ 「同上書」五三八頁。
- ⑤⑦ 「同上書」六四三頁、七一七頁。
- ⑤⑧ 拙稿「わが国漁業労働における封建性と近代性との交錯」(「立命館大学創立五十周年記念論文集」経済学篇、一八一頁以下)。
- ⑤⑨ 「塩業組織調査書」一二七頁。
- ⑥① 「同上書」一四二頁。
- ⑥② 「同上書」一三八頁。
- ⑥③ 「同上書」一八四頁。
- ⑥④ 拙稿「わが国漁業労働における封建性と近代性との交錯」(「立命館大学創立五十周年記念論文集」経済学篇、一七六頁―二三三頁)。
- ⑥⑤ 「塩業組織調査書」一二五頁以下参照。

- 〔同上書〕二頁以下。
- 〔同上書〕一三七頁。
- 〔同上書〕一四五頁。
- 〔同上書〕二〇頁以下参照。
- 〔同上書〕四一七頁—四一八頁。
- 〔山口県に於ける塩田小作慣行〕八三頁。
- 〔香川塩業労働実態調査報告〕九一頁以下。なお、この点に關しては、坂出地方専売局編による「坂出塩業改善一斑」に
も、仁尾塩業株式会社（一四三頁以下）及び中央製糖株式会社（一四五頁以下）に關連して論述せられている。
- 〔同上書〕九四頁以下。
- 〔同上書〕九九頁。
- 〔三田尻塩業協同組合就業規則〕（昭和二七年二月改定）
- 〔赤穂東海塩業協同組合所屬塩田就業規則〕（昭和二六年度）
- 〔塩業組織調査書〕五二頁。
- 〔香川塩業労働実態調査報告〕五七頁。
- 〔同上書〕一〇一頁。
- 三田尻塩業協同組合の場合。
- それぞれ塩業協同組合より与えられた写真による。

〔本稿は、文部省人文科学研究費補助による研究（題目「親方制度の研究」）の一部である。この機会に、この旨を特記して、厚く感謝の意を表する次第である。〕